令和７年１２月市議会定例会議

文 教 福 祉 常 任 委 員 会 資 料

１　議案第 122 号　福島市学校給食センター条例の一部を改正する条例制定の件　………　２ページ

教　育　委　員　会

議案第１２２号　「福島市学校給食センター条例の一部を改正する条例制定の件」　【教育施設管理課】

【参考】福島市学校給食センター条例の一部を改正する条例 新旧表

<table>
<tr><th colspan="2">改正後</th><th colspan="2">改正前</th></tr>
<tr><td colspan="2">（設置）
第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食の調理等を一括処理する施設として、学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。</td><td colspan="2">（設置）
第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第４条の規定に基づき、市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校給食実施のため、調理等を一括処理する施設として、学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（名称及び位置）
第２条　給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</td><td colspan="2">（名称及び位置）
第２条　給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</td></tr>
<tr><td>名称</td><td>位置</td><td>名称</td><td>位置</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>福島市西部学校給食センター</td><td>福島市上名倉字下田24番地</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>福島市北部学校給食センター</td><td>福島市飯坂町平野字丸山12番地の５</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>福島市東部学校給食センター</td><td>福島市岡部字根深５番地の１</td><td>福島市東部学校給食センター</td><td>福島市岡部字根深５番地の１</td></tr>
<tr><td>福島市中央学校給食センター</td><td>福島市飯坂町平野字扇田８番地の１</td><td></td><td></td></tr>
</table>